

① 平成 30 年第 5 回臨時会

(7 月 30 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成30年第5回益城町議会臨時会目次

○7月30日（第1日）

| | |
|------------------------------------|---|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 1 |
| 説明のため出席した者の職・氏名 | 1 |
| 開会・開議 | 2 |
| ・諸般の報告（議席配付） | |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について | 2 |
| 日程第2 会期の決定について | 2 |
| 日程第3 報告第7号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について | 2 |
| 日程第4 議案第63号 工事請負契約の締結について | 4 |
| 日程第5 議案第64号 工事請負契約の締結について | 5 |
| 日程第6 議案第65号 工事請負契約の締結について | 6 |
| 日程第7 議案第66号 公有財産の取得について | 7 |
| 日程第8 議案第67号 工事請負契約の変更について | 8 |
| 閉会 | 9 |

平成30年7月第5回益城町議会臨時会会議録

1. 平成30年7月30日午前10時00分招集
2. 平成30年7月30日午前10時00分開会
3. 平成30年7月30日午前10時24分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第7号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
日程第4 議案第63号 工事請負契約の締結について
日程第5 議案第64号 工事請負契約の締結について
日程第6 議案第65号 工事請負契約の締結について
日程第7 議案第66号 公有財産の取得について
日程第8 議案第67号 工事請負契約の変更について

7. 出席議員（16名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 9番 宮崎金次君 | 10番 坂本貢君 |
| 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 | 13番 石田秀敏君 |
| 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 | 17番 荒牧昭博君 |
| 18番 稲田忠則君 | | |

8. 欠席議員（1名）

- 16番 渡辺誠男君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | |
|------------|-------------|
| 町長 西村博則君 | 副町長 向井康彦君 |
| 教育長 酒井博範君 | 政策審議監 永田清道君 |
| 土木審議監 持田浩君 | 危機管理監 今石佳太君 |

| | | | |
|----------|-----------|-----------|-------------|
| 会計管理者 | 高 森 修 自 君 | 総務課長 | 中 桐 智 昭 君 |
| 総務課審議員 | 塘 田 仁 君 | 総務課審議員 | 富 永 清 徳 君 |
| 企画財政課長 | 山 内 裕 文 君 | 生活再建支援課長 | 姫 野 幸 徳 君 |
| 税 務 課 長 | 坂 本 祐 二 君 | 住民保険課長 | 森 部 博 美 君 |
| こども未来課長 | 木 下 宗 徳 君 | 健康づくり推進課長 | 後 藤 奈 保 子 君 |
| 福 祉 課 長 | 深 江 健 一 君 | 産業振興課長 | 安 田 弘 人 君 |
| 都市建設課長 | 荒 木 栄 一 君 | 公営住宅課長 | 河 内 正 明 君 |
| 復旧事業課長 | 増 田 充 浩 君 | 復興整備課長 | 坂 本 忠 一 君 |
| 復興整備課審議員 | 米 満 博 海 君 | 危機管理課長 | 金 原 雅 紀 君 |
| 学校教育課長 | 福 岡 廣 徳 君 | 生涯学習課長 | 吉 川 博 文 君 |
| 水 道 課 長 | 森 本 光 博 君 | 下水道課長 | 水 上 眞 一 君 |

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。平成30年第5回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

なお、16番渡辺誠男議員から欠席する旨の届出が出ております。

議員定数18名、出席議員16名です。

これより、平成30年第5回益城町議会臨時会を開会します。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、9番宮崎金次議員、15番竹上公也議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 報告第7号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第7号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告につ

いて」を議題といたします。

報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成30年第5回益城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、傍聴席には早朝からお越しいただきまして本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

甚大な被害をもたらしました熊本地震から2年が経過し、この間、たくさんの方々、そして多くの自治体から温かい御支援を受けながら、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいるところでございます。そんな中、ハード面におきましては、7月19日に杉堂上古閑地区におきまして大規模盛土造成地滑動崩落防止事業安全祈願祭が行われ、さらに7月24日には第五保育所の安全祈願祭が行われ、施設の復旧も順調に進んでおります。

そのような中、7月の広島、岡山などを中心とした豪雨が西日本の多くの地域に甚大な被害をもたらしました。被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本町からも熊本地震の発災直後、益城町総合運動公園内におきまして、車中避難者のために屋外テントの設置運営、避難者支援を行っていただいた岡山県総社市に職員を派遣し、ニーズの把握を行いますとともに、広島県の呉市に給水車、職員を派遣し、給水の支援を行い、現在も現地で給水の支援活動並びに罹災証明発行の支援などを行っております。今後も災害を体験した町として、恩返しのためにも、各自治体の発生する課題に対し、できる限りの支援を行ってまいります。

また、7月27日に平成30年度上益城郡上益城消防大会が甲佐町で開催され、本町からも2チームが参加しました。残念ながら入賞は果たせませんでしたでしたが、猛暑の中、頑張った全ての選手に感謝したいと思います。

また、保健福祉センターにおきましては、未来トーク主催によりますマシフェスが開催され、500名の参加がっております。

さらに、同日の午後3時から、益城を笑顔にしたいと有志が集まり、役場駐車場におきまして、「まあっごスマイル！益城夏祭り」が開催され、企画に賛同しましたアーティストによる演奏、プロジェクションマッピングによるバーチャル花火などがあり、若者を中心として1万人も超える参加者で、会場は熱気と笑顔であふれていました。イベントを企画された方、ボランティア、そして多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

さて、本日提案します議案は、専決処分の報告について1件、工事請負契約の締結について3件、公有財産取得について1件、工事請負契約の変更について1件、計6件を提案しております。御審議のほどをよろしく申し上げます。

それでは、報告第7号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

まず、専決第7号でございます。本件は、平成28年6月20日から21日未明に生じた集中豪雨によりまして、町が設置管理する水路からあふれた流水が家屋及び倉庫などに損害を与えまし

た浸水事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

相手方の申し出を受け、互いに弁護人を代理人とし、協議を重ねた結果、自然災害のため、過失割合を認定しないこととし、解決金40万円を支払うことで和解することといたしました。なお、解決金40万円につきましては、保険会社から直接相手方への支払いとなります。

続きまして、専決第8号でございます。本件は、町が管理する農道を相手方が走行中、そこに生じた陥没により車両の右前輪が落ち込み、右前輪がパンク及び破損しました事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

相手方の申し出を受け、調査した結果、過失割合は町50%、相手方50%で認定がありましたので、修理費1万1,124円のうち、5,562円を損害賠償として支払うことで和解することといたしました。なお、損害賠償金5,562円につきましては、保険会社から直接相手方への支払いとなります。

以上が報告第7号となります。

○議長（稲田忠則君） これより、報告第7号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。
(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。ないようですので、これで質疑を終わります。
報告第7号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第4 議案第63号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第63号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第63号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

益城中学校管理教室棟ほか解体工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災した益城中学校の敷地内の屋内運動場、プールを除く全ての建築物、電気設備、機械設備等の解体工事を行うものです。

契約金額は1億7,893万80円で、契約の相手方は熊本市東区上南部2丁目6番1号、東陽道・東大建設工事共同企業体でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 議案第63号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。
これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、議案第63号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第63号について、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。したがって、議案第63号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第64号 工事請負契約の締結について

○議長(稲田忠則君) 日程第5、議案第64号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第64号、工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

大規模滑動防止事業(辻の城1地区)工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災しました辻の城1地区、別紙に添付しております位置図の擁壁等の復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、擁壁工、地盤改良工、鉄筋挿入工、排水工となります。

契約金額は2億3,212万3,320円で、契約の相手方は、球磨郡多良木町大字多良木144番地の1、味岡建設株式会社でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(稲田忠則君) 議案第64号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、議案第64号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第64号について、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。したがって、議案第64号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第65号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第65号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第65号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

益城町総合体育館災害復旧新築工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災した益城町総合体育館を、同敷地内に延床面積8,680平米の体育館建替工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、建築工事、電気設備工事、空気調和設備工事及び給排水衛生設備工事となります。

契約金額は38億4,966万円で、契約の相手方は、福岡市中央区白金2丁目13番12号、戸田建設株式会社九州支店でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 議案第65号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 一つだけ。通常、一括発注になってますが、この中で建築本体、それと土木、それと電気、空調、給排水、この内訳とといいますか、分かる範囲でいいんですが、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 5番榮議員の御質問ですね、総合体育館の建築工事の内訳というところで御質問ございました。こちらを答えさせていただきます。

割合のほうで答えさせていただきますと思います。全体のうちの建築工事、こちらのほうが78.45%、電気設備工事11.02%、空気調和設備工事、空調ですけども、こちらのほうが10.08%、給排水設備工事、こちらのほうが3.45%となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 5番榮議員。

○5番（榮 正敏君） 2点目、別のパンフレットなんですがね、資料で2番目に、西側外部階段2の削除となっておりますが、防災のあれで、原形復旧が原則だったと思いますが、これを内部階段に変更した。私も体育館工事をやってますけど、某市の大きな体育館、やっばどこでも外に階段があるわけですよ。なぜかという、内部階段であれば、1階の火災のとき、2階の人たちは煙が上に上がってしまうのが体育館で早いもので、逃げる場所がないわけですよ。これ、消防的なあれもやってらっしゃると思いますけど、ほとんどの目的は通常の使用じゃなくて、非常階段プラスアルファの防災的な機能がある階段じゃないかと思いますが、この外部階段ちゅうのは。ま

ず逃げ場がありません。1階から火が出て、2階のアリーナは、体育館は吹き抜けですから。すると、外部階段があれば2階の人は下に降りらんで逃げられるわけです。だから、この設計の意図とちゅうを係長じゃ分かんと思ひますんで、設計のほうでちょっと後から聞いといて、教えていただきたいと思ひます。分かれば分かる範囲で、どうしてなったか。価格的な問題じゃなくて、そこをお願いします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 5番榮議員の2度目の御質問にお答えいたします。

従来ございました西側の外部階段をなぜなくしたのかですけれども、協議の中での話をお話しますと、従来ほとんど利用がなかったということで、今回、内部階段の変更協議をさせていただいて、国土交通省と協議を終わっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） よか。

○議長（稲田忠則君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第65号について、原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって、議案第65号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第66号 公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議案第66号「公有財産の取得について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第66号、公有財産の取得について御説明申し上げます。

この議案は、木山地区の災害公営住宅整備事業に伴い、用地を取得しようとするものであります。場所につきましては、役場仮庁舎の南側に隣接する農地で、さきの3月議会で御承認いただいた用地と一体的に災害公営住宅を整備していく計画であり、戸数は120戸程度を予定しております。

取得予定地は、益城町大字木山字下辻地内、9筆の7,325平米、取得予定価格8,899万5,340円

となっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第66号、公有財産の取得についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号、公有財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第66号について、原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって、議案第66号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第67号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第67号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第67号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第1回益城町議会定例会において議決されました、平成29年度災補公（繰越）第2号、第24号益城町総合運動公園①災害復旧工事（その2）請負契約のうち、契約金額6億4,667万1,600円を6億5,623万1,194円に変更するものです。

変更の理由としましては、園路舗装工の数量増加によるものです。

本工事におきましては、熊本地震により被災しました運動公園の施設を原形復旧する工事を行ってまいりました。災害査定決定を受けている体育館周辺部の園路舗装復旧につきましては、体育館建設竣工後に工事を行うことを国と協議を行ってまいりました。しかし、体育館建設後の施工につきましては災害復旧事業期間を過ぎることから、補助適用が認められないとの判断に至り、今回、先行して復旧を行いたい次第です。それに伴い、請負金額が955万9,594円増額するものです。

本工事は、平成28年発生、災害公共土木施設災害復旧事業費国庫負担の対象事業となります。

これで説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第67号、工事請負契約の変更についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第67号について、原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって、議案第67号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。

御協力いただき、まことにありがとうございました。

これで、平成30年第5回益城町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益 城 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員